

令和3年度「青森市立児童館（青森地区）」に係る事業報告書等評価結果

青森市立児童館（青森地区）については、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和3年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年7月13日

施設名	青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、青森市立高田児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館、青森市立奥内児童館
設置目的	児童に対して健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすること。
所在地	青森市大字六枚橋字磯打25番地8 ほか
指定管理者	【名称】社会福祉法人 青森市社会福祉協議会 【代表者】会長 窪田 正昭 【住所】青森市本町四丁目1番3号
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	職員の配置、職員の研修、保守点検業務、防犯・防災・緊急時の対応、個人情報保護、環境保全・負荷低減の取組について、協定書及び仕様書のとおり適正に実施している。	○	
運営について	市民の平等利用の確保、利用者の要望・意見の把握と反映、サービスの向上、利用率の向上に努め、協定書及び仕様書、並びに児童館ガイドラインのとおり適正な運営を行っている。 年間利用児童数は69,321人となっており、前年度の77,428人と比較して8,107人減少している。	○	
事業実施結果について	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年開催してきた児童館合同作品展、児童館子どもサミットを中止し、規模を縮小した活動もあったため、各館のクラブ活動及び合同イベントの参加人数は6,699人と前年度の12,060人と比較して5,361人減少したが、インターネットを活用し、感染予防に配慮したうえで合同事業を実施するなど、児童の活動機会の確保に努めている。	○	
収支決算書について	指定管理以外の経費の混入もなく、経費節減に努めながら指定管理料の枠内で適正に処理している。	○	

【総合評価】

管理運営、収支決算について適正に実施されている。事業実施については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむを得ず中止や規模を縮小した活動もあったため、参加人数は減少したが、インターネットを活用し、感染予防に配慮したうえで合同事業を実施するなど、児童の活動機会の確保に努めている。

少子化の進展に伴い利用児童の減少が予想されることから、引き続き感染対策を徹底したうえで、クラブ活動やイベント内容の充実、PR方法の工夫等により、利用児童数やクラブ活動・イベント参加人数の増加に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市福祉部子育て支援課
【電 話】 017-734-5348（直通）
【メール】 kosodate-shien@city.aomori.aomori.jp